

登園停止に関するお知らせ

社会福祉法人清涼会 多摩小ばと保育園

学校保健安全法では、感染症に罹ってしまった場合「出席停止期間」を定めています。これは、感染症に罹ってしまったお子さんが治癒し、健康が回復するまで休養をとらせてあげることと同時に、子どもの集団の中で感染症の流行を予防するために、他人に容易に感染させうる状態の間は集団の中に入ることを控えると言う意味の期間です。

罹ってしまった場合は、保育園はお休みしてください。登園に関しては、医師による「登園許可証」が必要です。

登園許可証を要する感染症

H27年8月 改訂

病名	感染しやすい期間	登園の基準
麻疹(はしか)	発熱出現1～2日前から発疹出現後4日間	解熱後3日を経過するまで
風疹	発疹出現前7日から出現後7日間まで	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹前3日から腫脹出現後4日間は感染力が強い	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、全身状態が良好になるまで
水痘(水ぼうそう)	発疹の出現する1～2日前から全ての発疹がかさぶたになるまで	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	急性期の数日が感染力が強い	主要症状が消失し2日を経過するまで
流行性角結膜炎(はやり目)	発症後2週間	結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数ヶ月排出される	医師により感染のおそれがないと認められるまで
結核	喀痰の塗抹検査が陽性の間	医師により感染のおそれがないと認められるまで
百日咳	感染初期(咳が出現してから2週間以内)が最も強い	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症	便中に菌を排泄している間	症状が治まり、抗菌薬による治療が終了し2回の検便で陰性が確認されたら
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染のおそれがないと認められるまで

※「〇〇後△日」、という場合はその日は含まれず翌日を第1日目とする

※登園の際に、担任又は当番保育士に渡して下さい。

— — —キ— — —リ— — —ト— — —リ— — —線— — —

登園許可証

組

氏名

病名 _____ 発病月日 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

治癒したので、 ____ 月 ____ 日 (____) より登園を許可します。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

医療機関名

主治医

印